

令和3年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年3月8日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月22日 午前10時00分		
	閉 会	3月22日 午前10時41分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員	6	吉 田 清 尊		
会議録署名議員	10	與 儀 常 次	11	嘉 陽 崇
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	福祉保健課長	宮 里 晃
	教 育 長	玉 城 奎	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	企画財政課長	田 港 朝 津		
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二			

令和3年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第7号

令和3年3月22日（月曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第10号	今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について	討論・採決
2	議案第11号	今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第12号	今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第13号	今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議案第14号	今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	討論・採決
6	議案第15号	今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について	討論・採決
7	議案第16号	村道路線の変更について	討論・採決
8	議案第17号	令和3年度今帰仁村一般会計予算について	討論・採決
9	議案第18号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	討論・採決
10	議案第19号	令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	討論・採決
11	議案第20号	令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について	討論・採決
12	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	討論・採決
13	同意案第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	討論・採決
14	同意案第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	討論・採決
15	同意案第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	討論・採決
16	同意案第5号	今帰仁村教育委員会の委員の任命について	討論・採決
17	意見書第1号	性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
18	決議第1号	閉会中の議員研修に関する決議	説明・質疑 討論・採決
19	決議第2号	吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議	説明・質疑 討論・採決
20		閉会中の所管事務調査申出書 (総務文教委員会)	

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
21		閉会中の所管事務調査申出書 (経済建設委員会)	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

本日3月22日、仲村美奈子住民課長と吉田清尊議員、兩名から欠席届が提出されておりますので報告いたします。

日程第1. 「議案第10号 今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第10号 今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について」を採決いたします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取扱いについて、お諮りします。起立しない議員は、本案に対して反対とみなすことにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないので、そのように決定いたします。

それでは「議案第10号 今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について」を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。したがって「議案第10号 今帰仁城跡観覧料徴収条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第11号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第11号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第11号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第12号 今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第12号 今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第12号 今帰仁村立学校設置条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第13号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第13号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第13号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第14号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第14号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第14号 今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第15号 今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第15号 今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第15号 今帰仁村園芸農業活性化事業基金条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第16号 村道路線の変更について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第16号 村道路線の変更について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第16号 村道路線の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第17号 令和3年度今帰仁村一般会計予算について」、日程第9. 「議案第18号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」、日程第10. 「議案第19号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」、日程第11. 「議案第20号 令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について」の4議案を一括議題とします。4議案につきましては予算審査特別委員会へ付託してありました。その報告書が提出されております。予算審査特別委員長に報告を求めます。山城 太予算審査特別委員会委員長。

○ 山城 太 予算審査特別委員会委員長 予算審査特別委員会委員長報告。ただいまから予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会は、去る8日の本会議で付託のありました議案第17号から第20号に至る、令和3年度各会計予算の審査に当たるため、正副委員長の互選を行い、委員長に私と、副委員長に島袋 誠委員が、それぞれ選出されました。

その後、11日、12日、16日の3日間、委員会を開催し、村長を初め、各担当課長の出席と説明資料の提出を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第17号 令和3年度今帰仁村一般会計予算について、議案第18号 令和3年度今帰仁村国民健康保険事業特別会計予算について、議案第19号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号 令和3年度今帰仁村水道事業会計予算についての4議案について、いずれも原案

のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会で出されました意見と説明として、財源確保について、ふるさと納税目標額5億円の達成に努められたい。

国民健康保険事業の適正な運営かつ関連システムの確立に努められたい。

水道事業会計の健全化へ向け、水道料金の改定と事業の再開に努められたい。

特別委員会での意見、答弁、説明を念頭に置き、計画的かつ効率よく事業等が進むよう、予算の執行に努められたい。

以上、予算審査特別委員会の報告といたします。最後に、各担当課より多くの説明資料の提出と説明に感謝申し上げます。ありがとうございました。

○ 座間味 薫 議長 討論及び採決については、1議案ごとに行います。

日程第8. 「議案第17号 令和3年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第17号 令和3年度今帰仁村一般会計予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第17号 令和3年度今帰仁村一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第18号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第18号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第18号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「議案第19号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第19号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第19号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 「議案第20号 令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第20号 令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第20号 令和3年度今帰仁村水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

日程第13. 「同意案第2号」から日程第16. 「同意案第5号」まで、この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取扱いについて、お諮りします。起立しない議員は、本案に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないので、そのように決定いたします。

日程第13. 「同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

日程第14. 「同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

日程第15. 「同意案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「同意案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定いたしました。

日程第16. 「同意案第5号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第5号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

「同意案第5号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「同意案第5号 今帰仁村教育委員会の委員の任命について」は同意することに決定しました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時22分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時22分)

日程第17. 「意見書第1号 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員

意見書第1号

令和3年3月22日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者 上 原 祐 希

賛成者 島 袋 誠

〃 與那嶺 透

〃 座間味 邦 昭

〃 玉 城 みちよ
〃 與 那 勝 治
〃 山 城 太
〃 與 儀 常 次
〃 嘉 陽 崇

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪は被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪である。そのような性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運が高まりをみせる中、平成29年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

ただし、強制性交等罪の成立要件として脅迫、暴行を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分であるとの議論があったため、「心理学的、精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者心理等についての研修を行うこと。」及び「起訴、不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ処分の理由等について丁寧な説明に努めること。」などといった付帯決議が、衆議院では6項目、参議院では9項目も付され、施行3年後の見直し規定が盛り込まれた。現在有識者による検討委員会が行われている最中である。

こうした刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、2019年には性犯罪の裁判で被害者の同意のない行為だとされながらも抗拒不能な状態ではなかったとして無罪判決が続き、改めて改正刑法の内容が社会問題化している。当然、被害者は明確な形で抵抗できない場合もあるため、多くの欧米諸国では、同意のない性交はすべてレイプとして刑事罰の対象とするなど、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が行われている。

「誰一人取り残さない」を基本理念としているSDGs（持続可能な開発目標）の取組を進める中で、目標5の「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」観点からも、性犯罪に関する取組を更に充実させることが求められる。

よって、本村議会は、国会及び政府におかれては、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、性犯罪に関する刑法改正の議論の充実とともに、次の事項について見直すよう強く要望するものである。

記

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫要件をなくし、同意なき性行為を広く処罰すること。
- 2 未成年者の性的自己決定権に配慮する形で性交同意年齢を引き上げること。
- 3 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること。
- 4 性犯罪に関する公訴時効を撤廃又は停止すること。
- 5 改正案施行後には、これまで不起訴処分とされた事案に対し、過去に遡って再捜査を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月22日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 法務大臣 厚生労働大臣
文部科学大臣 内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 国家公安委員会委員長

以上。

○ 座間味 薫 議長 「意見書第1号 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書」は、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第1号 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書」を採決いたします。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第1号 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。山城 太 議会運営委員長。

○ 山城 太 議会運営委員長

決議第1号

令和3年3月22日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座間味 薫 殿

提出者	山 城 太
賛成者	島 袋 誠
〃	與 儀 常 次
〃	上 原 祐 希

閉会中の議員研修に関する決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

閉会中の議員研修に関する決議

閉会中の議員研修に関する決議について、本議会は閉会中に下記の諸研修事業へ参加することを決議する。

記

1. 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修
(令和3年度中に開催される諸研修事業)
2. 北部市町村議会議長会主催による議員研修
(令和3年度中に開催される諸研修事業)
3. クルーズ船受入研修

令和3年3月22日

今 帰 仁 村 議 会

○ 座間味 薫 議長 「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第1号 閉会中の議員研修に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 「決議第2号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員

決議第2号

令和3年3月22日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者	島 袋 誠
賛成者	上 原 祐 希
〃	與那嶺 透
〃	與 那 勝 治
〃	與 儀 常 次
〃	嘉 陽 崇

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

令和2年12月7日、吉田清尊議員に対する辞職勧告決議を全会一致で三度可決した。

しかし、当該事件に対し不起訴処分となったことで議員活動を続けているが、今回の不起訴処分は嫌疑

不十分で潔白ではなく、吉田議員も行為自体は認めていると報じられた。

被害を訴える女性は、精神的・肉体的に大きな苦痛を被った影響で今でも通院しており、苦しい生活が続いている。また、同意のない性行為だと強く告げているにも関わらず不起訴処分となるなど、「不同意性交等罪早期創設」等連日マスコミで報道されている社会問題と同様の事態が今まさにここで起きている。今回の事件は不起訴処分とはいえ、倫理的・社会的問題は何も解決していない。

吉田議員は、自ら起こした恥ずべき行為によって今でも被害を訴える女性がいるにも関わらず、不起訴処分となっただけで何事もなかったように振る舞い、苦痛を負わされた女性を放置し、己の権利だけを主張して議員活動を続けることは断じて許されるものではない。

国連が定めたSDGsには「誰一人取り残さない」という考えに基づき、誰もが人間らしく生きる環境を作るため、国連で採択された17個の持続可能な開発目標が掲げられている。目標5・2では「人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」と定められている。

吉田議員は、SDGsで持続可能な今帰仁村づくりについて一般質問をしており、当然先頭に立って己を律し課題解決に尽力すべきことが求められる。

全国各地では性暴力撲滅を訴える運動が行われ、法務省内でも性犯罪規定の改正が議論されている。我々今帰仁村議会も「同意なき性行為を広く処罰すること」等、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、声を上げて強く訴えていく必要がある。

よって、今帰仁村議会は吉田清尊議員に対し、自ら起こした恥ずべき行為の社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人として自らの責任を痛感し、速やかに議員辞職することを勧告する。

以上、決議する。

令和3年3月22日

沖縄県今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「決議第2号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を採決いたします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取扱いについて、お諮りします。起立しない議員は、本件に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

異議がないので、そのように決定いたします。

「決議第2号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。したがって「決議第2号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」については、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時39分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時39分)

日程第20. 「閉会中の所管事務調査申出書」を議題とします。

総務文教委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

日程第21. 「閉会中の所管事務調査申出書」を議題とします。

経済建設委員長から、会議規則第73条第1項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

経済建設委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって経済建設委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時41分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 與 儀 常 次

署名議員 嘉 陽 崇